

# 鹿 児 島 県 公 報

令和元年 8 月 20 日（火）第 31 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定の取消し（保健医療福祉課取扱い） 2
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 3
- ごち網漁業の許可申請期間の決定（水産振興課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 4

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

### 正 誤

- 鹿児島県公報第25号の3（令和元年7月30日付け）の一部訂正（※）（交通規制課取扱い） 4

## 告 示

### 鹿児島県告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年 8 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
西之表市安城字猪崎野307番1，住吉字城之山3537番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年 8 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
熊毛郡中種子町増田字岩屋口685番, 686番, 字大迫3842番 3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は, 択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第293号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年 8 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字金久田原43番 1, 43番 2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は, 択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第294号**

次の病院は, 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

令和元年 8 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 の 名 称	所 在 地
加治木整形外科病院	始良市加治木町港町147番地 2

**鹿児島県告示第295号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により, 次の病院を救急病院として認定した。

令和元年 8 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
加治木整形外科病院	始良市加治木町港町131番地30

## 2 認定の有効期限

令和4年8月3日

## 鹿児島県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年8月20日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
錦江町宿利原巡回診療所	肝属郡錦江町神川7204番地14	平成31年3月31日
ひまわり薬局	志布志市志布志町安楽前田622番1	令和元年6月16日
あっぷる調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23番5号	令和元年6月22日
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	令和元年6月30日
笠之原調剤薬局	鹿屋市笠之原町49番18号	令和元年6月30日

## 鹿児島県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年8月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービ スの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社吉重薬品	鹿屋市札元一丁目25番24号	ひまわり薬局	志布志市志布志町安楽前田622番1	令和元年6月16日	居宅療養管理指導

## 鹿児島県告示第298号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、ごち網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

令和元年8月20日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 許可の申請を要する者

東町漁業協同組合の組合員で、八代海においてごち網漁業を営もうとする者

## 2 許可の申請の期間

令和元年8月21日から同月27日まで

## 鹿児島県告示第299号

土地改良事業県営シラス対策（農用地保全）上之原地区の工事は、平成15年3月28日に完了した。

令和元年8月20日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第300号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）上之原地区の工事は、平成18年9月6日に完了した。

令和元年8月20日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業の期間 令和元年7月22日から令和2年3月10日まで
- 3 作業の地域 西之表市

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年8月20日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P華牌R GO	豊丸産業株式会社	9P0787
ぱちんこ遊技機	Pほのかとクールポコと、ときどき武藤敬司Y3F	豊丸産業株式会社	9P0847
ぱちんこ遊技機	PスカイレーサーDX	株式会社ジェイビー	9P0437
ぱちんこ遊技機	Pクイーンズブレイド3S1E	株式会社高尾	9P0813

## 正 誤

令和元年7月30日付け鹿児島県公報第25号の3中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	上から16行目	3番44	1番44